

建築士受験建築法規スーパー解説術 新訂第5版 正誤表

本書の内容に誤りがございました。お詫びして訂正申し上げます。

2021年3月10日新訂第5版1刷用

ページ	該当箇所	誤	正
58 頁	A18 の 1 行目	不燃材料とは	準不燃材料とは
103 頁	上から 8 行目	$D = 7 \text{ m}$	$D < 7 \text{ m}$
185 頁	左列の注、下から 4 つ目	防火設備	廊下の幅
207 頁	Q2 の 2 行目	床面積	延べ面積
212 頁	右列の注、下から 2 つ目	準耐火構造等の層間変形角	防火設備の遮煙性能
244 頁	左列の注、一番下の四角 枠内	200m <sup>2</sup> 区画 耐火+防	200m <sup>2</sup> 区画 耐火+特防
245 頁	左列の注、一番上の四角 枠内	500m <sup>2</sup> 区画 耐火+防	500m <sup>2</sup> 区画 耐火+特防
264 頁	令 128 の 5・7	修正前  7 前各項の規定は、 <u>スプリンクラー設備</u> 、 <u>水噴霧消火設備</u> 、 <u>泡消火設備</u> 、 <u>その他これらに類するもので「自動式」のもの及び第 126 条の 3 の規定に適合する「排煙設備」を設けた建築物の部分については、適用しない。</u>  7 前各項の規定は、 <u>火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに「消火設備」及び「排煙設備」の設置の状況及び「構造」を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。</u>	自動式スプリンクラー and 排煙設備 ↓ 内装制限不要！  告示で内装制限不要の条件を定める
283 頁	令 111・1 項	修正前  【窓その他の開口部を有しない居室等】 令第 111 条 <u>法第 35 条の 3（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室</u> は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。  修 【窓その他の開口部を有しない居室等】 令第 111 条 <u>法第 35 条の 3（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室</u> は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室〔 <u>（避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。）</u> 〕とする。	その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、または不燃材でつくらねばならない。「防火区画」(p.239 参照)  その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、または不燃材でつくらねばならない。「防火区画」(p.239 参照)

340 頁	A2 最後の行	兼用は 50%以下とする→ 50m <sup>2</sup> 以下	兼用は 50%未満→ 50m <sup>2</sup> 以下 (50%と 50m <sup>2</sup> を対応させて覚える)
356 頁	最後の行～最後から 2 行目	空堀 (ドライエリア) を設けて、採光 (1/7 以上)、換気 (1/20 以上) を確保する必要がある (法 27)	空堀 (ドライエリア) を設ける必要がある (法 29)
366 頁	最終行の式	修正前 (分母の第 1 項、マイナスがぬけている)  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>枝道の式</p> <math display="block">W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}</math> <p>W<sub>a</sub> の分、前面道路が広がったものとみなす。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>実際の幅</p> <math display="block">W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}</math> <p>幅 15 m 以上の道路 (特定道路) からの距離。</p> </div> </div> <p>修正後</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>枝道の式</p> <math display="block">W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}</math> <p>W<sub>a</sub> の分、前面道路が広がったものとみなす。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>実際の幅</p> <math display="block">W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}</math> <p>幅 15 m 以上の道路 (特定道路) からの距離。</p> </div> </div>	
369 頁	答	4/10	40/10
372 頁	右列の注	3 項一号	3 項一号、6 項
377 頁	2 行目、3 行目	健べい率	建べい率
411 頁 ~ 412 頁	最終行～最終から 2 行目	道路容積率は 12 × 6 / 10 = 72 / 10 であるから、厳しい方の 60 / 10 がこの土地の容積率となる。	道路容積率は法 52・2 より 12 m 未満からなので計算は不要となり、指定容積率の 60 / 10 が容積率となる。
413 頁	下から 6 行目	北側斜線→川、公園幅の 1/2	北側斜線→川幅の 1/2
414 頁	上から 4～5 行目	1.4 m 以下の生け垣は、「高さ」令 130 の 12・二の 1.2 m を超えない塀となるので、セットバック距離の算定では無視できる。	生け垣は道路面から 1.4 m の高さになるが、1.2 m を超える部分が網状である 2 m 以下の塀 (令 130 の 12・三) に該当するので、セットバック距離は生け垣を無視して測る。
461 頁	上から 6 行目	瑕疵担保法 2・6・五	瑕疵担保法 2・7・五
489 頁	Q3	削除 (以下番号を送る)	